

京都市交通安全基本条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における道路交通の安全（以下「交通安全」という。）に関し、その基本理念を定めて、本市及び市民等（市民、事業者及び観光旅行者その他の滞在者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、交通安全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、交通事故のない安全で快適な市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 交通安全の確保は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 人命の尊重を根本にして、本市の地域の特性を踏まえたものであること。
- (2) 本市及び市民等がそれぞれの責務を自主的かつ積極的に遂行すること。
- (3) 「歩くまち・京都」憲章に基づき、歩行者、自転車利用者及び公共交通を優先するまちづくりを実現させること。

(本市の責務)

第3条 本市は、基本理念にのっとり、交通安全の確保に関する施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

- 2 本市は、交通安全の確保に関する施策の実施に当たっては、国、京都府及び地域において交通安全に関する活動を行う団体（以下「交通安全活動団体」という。）と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、基本理念にのっとり、交通安全の確保に努めるとともに、交通安全の確保に関する本市の施策に協力するよう努めなければならない。

(交通安全計画の策定)

第5条 京都市交通安全対策会議は、交通安全対策基本法第26条第1項に定めるところにより、交通安全計画を作成するものとする。

(道路交通環境の整備)

第6条 本市は、良好な道路交通環境の確保を図るため、国、京都府その他の関係機関等と相互に連携し、及び協力し、道路、交通安全施設等を整備するよう努めなければならない。

- 2 本市は、地域の特性に応じた通学路、生活道路等の整備について、市民、事業者及び交通安全活動団体と連携し、その実情に合わせた具体的な措置を講じるよ

う努めなければならない。

(交通安全教育の推進等)

第7条 本市は、市民等の交通安全に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、交通安全教育の推進に必要な措置を講じなければならない。

2 市民は、児童、幼児及び生徒（以下「児童等」という。）を交通事故から守るため、家庭及び地域において、児童等に対して交通安全教育を行うよう努めなければならない。

3 学校、幼稚園、保育所その他これらに類するものは、児童等の発達段階に応じた交通安全教育に努めるとともに、児童等が交通安全に関する活動に参加することができるよう配慮しなければならない。

4 事業者は、従業員に対して交通安全教育を行うよう努めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第8条 交通安全活動団体は、相互に連携を図り、市民による交通安全に関する活動を効果的に推進するよう努めなければならない。

2 本市は、地域における交通事故の防止のための活動を推進するため、交通安全活動団体に対し、情報の提供、財政上の支援その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(交通安全要配慮者の事故の防止)

第9条 市民等は、児童等、高齢者、障害者その他道路の通行に配慮を必要とする者（次項において「交通安全要配慮者」という。）の交通安全を確保するよう努めなければならない。

2 本市は、交通安全要配慮者の交通事故の防止を図るため、ユニバーサルデザイン（製品、設備、施設及び建築物その他の工作物を全ての人にとってできる限り利用しやすいデザインにすることを目指す考え方をいう。）の理念に基づいた地域の特性に応じた通学路、生活道路等の整備その他の施策を推進するよう努めなければならない。

(観光旅行者その他の滞在者の事故の防止)

第10条 市民等は、観光旅行者その他の滞在者が安心して道路を通行することができるよう配慮しなければならない。

2 本市は、観光旅行者その他の滞在者の交通事故の防止を図るため、市民等に対し、交通安全の確保に関する理解を深めるための広報活動、啓発活動その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(飲酒運転等の根絶)

第11条 市民等は、家庭、地域、事業所等において、飲酒運転、無免許運転その他重大な交通事故の原因となる無謀な運転を根絶するよう努めなければならない。

2 本市は、前項の運転を根絶するために必要な措置を講じなければならない。

(財政上の措置)

第12条 本市は、交通安全の確保に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。